

○伊勢広域環境組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

平成13年5月17日

組合条例第34号

(設置)

第1条 組合は、財政の健全な運営を図り、あわせて災害その他やむを得ない経費の財源に充てるため、伊勢広域環境組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積み立てる額)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 歳入歳出予算に定める額
- (2) 各会計年度における歳入歳出の決算上生じた実質剰余金のうち2分の1を下らない額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実、かつ、有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 災害復旧に要する経費
- (2) 地方債の繰上償還金
- (3) 1件1,000万円以上の建設事業費
- (4) その他管理者が必要やむを得ない理由と認めた経費

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。